

小田原箱根商工会議所工業部会運営規定

第 1 条 (名称及び事務局)

本会は、小田原箱根商工会議所工業部会(以下部会と称す)という。
事務局を商工会議所内(小田原市城内 1 - 2 1)に置く。

第 2 条 (目 的)

部会は、会議所の目的にそって地区内工業の総合的發展と会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第 3 条 (事 業)

部会は、前条の目的を達成するために次の事項を行う。

1. 会議所が実施する事業に積極的に参加と協力をする。
2. 部会が必要と認めた事項を会議所の常議員会に提案する。
3. 各委員会の事業計画に基づき、積極的に事業を推進し、その行事に参加し交流を深める。
4. 部会員の要望を審議検討し、国・県・市・町・商工会議所と協議を重ね要望に添えるよう努力をする。

第 4 条 (会 員)

部会の会員は、会議所の会員であって、工業部会に登録された企業を以て会員とする。

第 5 条 (役 員)

1. 部会は、円滑な運営を行うため次の役員を置く。

部 会 長	1 名
副 部 会 長	5 名以内
総 務 委 員 長	1 名
教 育 委 員 長	1 名
体 育 委 員 長	1 名
親 睦 委 員 長	1 名
会 員 開 発 委 員 長	1 名
会 計 監 査	2 名

2. 部会に、会計監査2名を置く。但し、役員会の承認を経て部会がこれを委嘱する。
3. 部会に、顧問及び相談役を置くことができる。但し、役員会の承認を経て部会がこれを委嘱する。顧問、相談役は部会の全ての会議に出席して意見を述べることができる。

第6条 (役員の仕事)

1. 部会長は当部会を代表し、会務を総理する。
2. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 委員長は委員会事業を担当する。
4. 会計監査は部会の会計を監査する。

第7条 (役員の仕事と補充)

1. 部会の役員は、正副部会長、議員、正副委員長、委員、会計監査で構成する。
2. その任期は、会議所議員改選に準じ、部会長は2期(1期3ヶ年)を限度とする。
3. 役員に欠員が生じた場合は補充できる。その場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 (役員の出方法)

1. 部会長は、正副部会長会議で協議して候補者を選考し、役員会に提案して承認を得る。
2. 副部会長は部会長が会員のうちから選考し、役員会に提案して承認を得る。
3. 正副委員長は部会長が選考し、役員会に提案して承認を得る。
4. 委員会の委員は、委員長が選考し、正副部会長会議に提案して承認を得る。

第 9 条 (役員会)

役員会は、総会に次ぐ機関で、正副部会長・議員・正副委員長・委員、会計監査で構成する。

第 10 条 (委員会)

委員会は、正副委員長・委員で構成する。担当副部会長は、委員会に出席して意見を述べることができる。

第 11 条 (1号議員の選出)

部会員が、1号議員に立候補する場合は、役員会がその選挙対策に対して補佐、関与して対策を講ずる場合がある。

第 12 条 (2号議員の選考)

部会が推薦する2号議員は、正副部会長会議で選考し、役員会に提案して承認を得る。その後、本人の受諾を得て決定する。

第 13 条 (常議員の選考)

部会が推薦する常議員は、正副部会長会議で選考し、役員会に提案して承認を得る。その後、本人の受諾を得て決定する。

第 14 条 (会 議)

1. 定時総会は、会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。臨時総会は、部会長が必要と認めたとき随時行う。
2. 役員会議は、部会員から提案された事項を審議し、承認を経て総会へ提出する。
3. 正副部会長会議は、部会内の主な案件や各委員会から提出された案件を審議し、各委員会の行事が円滑に運営できるよう指導する。
4. 委員会議は、委員長が招集し委員会事業に関わる事項を審議する。

第 15 条 (委員会活動)

委員会活動は、総会で承認された事業を推進し、正副部会長の承認を得て実施する。

第 16 条 (会 計)

1. 部会の経費は、会議所より交付金と部会員より徴収する年会費及び行事負担金(特別会費を含む)、寄付金並びに関係官庁等よりの補助金を以ってこれに充てる。
2. 部会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、年度終了後2ヶ月以内に開催される総会において、会計に関する報告をして承認を得るものとする。

第 17 条 (部会年会費の制度)

1. 従業員数に応じて次の通り年額負担する。

5 0 ~ 9 9 人	5, 0 0 0 円
1 0 0 ~ 2 9 9 人	1 0, 0 0 0 円
3 0 0 ~ 4 9 9 人	2 0, 0 0 0 円
5 0 0 ~ 9 9 9 人	3 0, 0 0 0 円
1 0 0 0 人 以 上	5 0, 0 0 0 円

2. 役員事業所において、従業員数99人以下は一律10,000円とする。
3. 従業員数の基準は、3年毎の名簿作成資料による。

第 18 条

本規定に充当しない事項は、正副部会長会議の判断にて処理する。

附 則

本規定は、昭和40年5月31日から改正、実施する。

本規定は、平成元年4月25日から改正、実施する。

本規定は、平成10年5月13日から改正、実施する。

本規定は、平成11年5月26日から改正、実施する。

本規定は、平成18年10月25日から改正、実施する